

# 意見書

今定例会の最終日に、議員提出議案「住民基本台帳法に基づく閲覧制度の早期見直しを求める意見書」を上程し、原案のとおり可決しました。可決した意見書は、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付しました。

## 住民基本台帳法に基づく閲覧制度の早期見直しを求める意見書

現在、個人情報保護に対する法整備の進展とともに、行政機関のみならず民間事業者においても、より適切な個人情報の保護を図ることが喫緊の課題となっている。しかしながら、本年4月から個人情報保護法が全面施行された中において、市町村の窓口において、住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の4情報が、営利目的であっても原則として誰でも大量に閲覧できる状況にあり、この点は早急に検討・是正すべき課題である。

住民基本台帳制度は、昭和42年制定以来、住民の利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化を目的とし、居住関係を公証する唯一の公簿として、広く活用されてきたところである。しかし一方、高度情報化社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が高まるにつれて、住民基本台帳法に基づく閲覧制度の矛盾点が指摘されるようになり、住民から不満が高まっているのも事実である。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した悪徳商法や不幸な犯罪事件が発生しており、住民基本台帳法第11条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しつつあり、自治体独自の取り組みでは補いきれない課題を生じさせている。住民を保護すべき自治体として、現行の閲覧制度の下では、こうした事態への対応は極めて困難である。

よって、国・政府に対し、住民基本台帳法に「何人も閲覧を請求することができない」と規定されている閲覧制度を、原則として行政機関等の職務上の請求や世論調査等の公益に資する目的に限定するなど、抜本的な改革を早急に講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。  
平成17年6月17日  
埼玉県八潮市議会  
提出先 衆議院議長 参議院議長  
内閣総理大臣 総務大臣

# 要望書

## 無年金定住外国人の救済処置に関する要望書

草加市稲荷4-11-32  
在日本大韓国民団埼玉県東部支部 支団長 康和生  
越谷市南越谷2-13-10  
在日本朝鮮人総連合会東部支部 常任委員会 委員長 金日宇  
東京都荒川区荒川2-24-10  
無年金在日外国人デフの会 会長 大石泰延

# 質疑

平成17年第2回定例会では、次の4議案について質疑が行われました。

- ▼議案第50号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度八潮市一般会計補正予算(第1号))
- ▼議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(八潮市税条例の一部を改正する条例)
- ▼議案第54号 平成17年度八潮市一般会計補正予算(第2号)
- ▼議案第62号 財産の交換について

本議案は、地方税法の一部改正に伴うものとされていますが、同改正は国会で政府与党の賛成で可決成立したものです。

同時に、これによって見過ごせないことは、市の各種サービスを受ける際の基準に「住民税非課税」という区分があること

の廃止によって「住民税課税者」となることにより、新たな負担をせざるを得なくなるという問題です。介護保険料はその典型です。場合によっては、住民税非課税であるが故に利用できたサービスも、新たな負担増で中断せざるを得なくなる人も出てこないとも限りません。

これらの点について本来ならば十分対策を講じて提案されるべきであります。以上議案に対する反対の討論とします。

# 討論

## 専決処分の承認を求めることについて(八潮市税条例の一部を改正する条例)

### 反対討論

本議案は、地方税法の一部改正に伴うものとされていますが、同改正は国会で政府与党の賛成で可決成立したものです。

同時に、これによって見過ごせないことは、市の各種サービスを受ける際の基準に「住民税非課税」という区分があること

の廃止によって「住民税課税者」となることにより、新たな負担をせざるを得なくなるという問題です。介護保険料はその典型です。場合によっては、住民税非課税であるが故に利用できたサービスも、新たな負担増で中断せざるを得なくなる人も出てこないとも限りません。

これらの点について本来ならば十分対策を講じて提案されるべきであります。以上議案に対する反対の討論とします。

# 賛成討論

本議案は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向けた改正であるといえます。

先ず、個人の市民税関係の改正では、個人住民税の人的非課税制度の範囲のうち、年齢65歳以上の者の前年の合計所得金額が125万円以下のものについては、非課税措置が講じられていたものが廃止されるものであります。

この廃止の背景としては、国民皆年金制度の確立など、高齢者を支える社会保障制度が整備されてきており、また、高齢者の平均寿命は大幅に伸び、全体としてみれば、経済的にも豊かになってきている状況があるといえます。

また、今後の少子高齢化においては、年齢にかかわらず能力に応じて公平に負担を分かち合うことが必要であり、同じ所得の現役世代と比べて、高齢者を年齢だけで一律に税制上、優遇する制度について見直しを行うことは、意義のあることといえます。

この非課税措置の廃止は、平成18年度分の個人住民税からとされており、平成18年度分はその観点から、平成18年度分はその3分の1を課税し、平成19年度分はその3分の2を課税し、平成20年度分は全額課税することとし、段階的には廃止するなど経過措置も講じられております。

また、固定資産税関係の改正では、長期の被災住宅者に対する特例措置及び阪神淡路大震災に係る被災住宅用地に対する代替取得家屋に係る特例措置が延長されております。

このように今回の改正は、個人の市民税、固定資産税のいずれの改正も経済・財政状況等を見極めつつ、納税者に配慮している点からも、評価できるものであります。

このほか、所要の規定の整備を行っておりますが、全体としては課税の公平性及び能力に応じて負担を分かち合うことを基本としたものであり、今回の改正に賛成の意を表し、討論と致します。

## 選挙のお知らせ

9月4日に、八潮市議会議員一般選挙及び八潮市長選挙が行われる予定です。皆様もそろって投票に行きましょう。

# 議会構成

## 会派の結成

6月17日付けで、西俣総志議員が「一新会」を結成しました。また、6月21日付けで、瀬戸知英子議員が「みらい21」を結成しました。

